

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

不安全行動ゼロへ他力・自力本願で
「声かけ運動」「一人KY」実践中！

清水建設東京支店災害防止協議会

ニュース

人間ドックで60万円助成

厚労省 メンタルヘルス不調者対応も

トピックス

7つの安全行動を共通ルール化

富士フィルム神奈川工場

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2173

2012

11 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ 21 北海道会
サッポロ労務行政事務所

所長 和田繁彦

第 140 回

赴任先の宿舎の階段から転落し外傷性気胸、肋骨多発骨折

■ 災害のあらまし ■

N社は大手企業のエレベータ据付工事業の専門下請業者である。首都圏には会社が借り上げた1戸建て宿泊施設(寮)を拠点に、単身赴任であるSが勤務している。普段の連絡は携帯電話で、会社からの指揮命令の下、据付作業を行っている。

災害発生日は、安全大会に出席後に帰宅、寮の近くに置いてあるコンテナボックス(エレベータ用機械器具収納)に明日の段取りをするため、作業着に着替えて建物内の階段を、スリッパを履いて降りるときに誤って足を滑らせ、背中を強打した。その日はそのまま仕事をせずに様子を見ていたが、翌日痛くて仕事ができず病院を受診、外傷性気胸、肋骨多発骨折と診断された。

■ 判断 ■

仕事の段取りに向かう際の、寮内の階段からの転落事故であり、作業に伴う必要行為または合理的行為中であり、アルコール飲用など規律違反行為、業務逸脱行為もなく、労働契約に定められた内容を行うための必要不可欠な行為である。従って業務起因性ありとして業務上と判断。

■ 解説 ■

寮内の階段から落ちて負傷したことは、業務とは関係ないことで、労災扱いにはならないのではないかと一見考えられるが、使用者の支配管理下にあるものと認められるなら、それが直接通常の業務でなくても業務との関連がある以上、業務上の事由によるものと取り扱われる。しかし、業務との関連があれば全てが業務上と認められるものではなく、その発生した事故が業務と相当因果関係がなければならぬ。階段から

転落(足を滑らせる、踏み外す、引っかける、バランスを崩す)することは、その施設の管理上の欠陥の有無にかかわらず、通常あり得ることであり特に施設の欠陥がなく私的行動、恣意的行動にわたるものを除き、業務上として扱われる。

そもそも業務災害と認められるためには、業務が原因となって何らかの事故が起き、その事故が原因となった傷病「業務起因性」と労働者が労働契約に基づいて、事業主の支配下にある状態「業務遂行性」が認められなければならない。

業務遂行性がなければ業務起因性が認められないが、業務遂行性があるからといって、直ちに業務起因性が認められるとは限らない。今般の階段からの転落事故は、就業時間内におけるコンテナボックスの収納管理作業に向かうための必要不可欠な行為であり、それが原因となった災害であるので就業中の災害と同じ考え方になる。

反対にその行為をした被災者が主観的に合理的な行為だとか、必要な行為と主張しても、客観的にそうと認められないような場合には、業務行為とはならない。

会社の終業時刻が18時00分、転落事故があったのが17時30分、帰宅して休憩後宿舎内の監視の目がないからといって、気の緩みから缶ビールを飲んだ後、足がふらつきの転落であったなら、これは業務逸脱行為であり規律違反行為となり、作業を行うための目的があったとしても、業務起因性があるとはいえず、この場合は業務上災害とはならないものと考えられる。

つまり、私的行為や恣意的行為のように業務から逸脱したり業務とは無関係の場合は、業務に内在する危険の発現とはいえない原因によって発生した事故については、業務起因性が否定されるのである。今回の



ケースについては、上記に当てはまらず、労働者が労働契約に基づいて使用者の支配管理下にあり、業務と負傷との間に経験則上相当因果関係があったとされ、業務上災害と認定されたわけである。

最近では、単身赴任者は事業主の業務命令により本来の生活の本拠点となっている家族の住む家屋(自宅)をやむを得ず離れて生活する労働者が増加傾向にあり、加えて交通機関の発達、家庭生活重視の傾向などにより、単身赴任者については自宅と就業の場所との間を定期的に直行直帰する形態が一般的といえるようになってきた。

この「寮」が就業の場所と同視できる場合とは、会社の業務の必要性に基づいて設けられ、工事現場と一体となって業務を遂行するための付帯施設であると認められるときは、通勤災害として労災適用される。自宅と赴任先との間の距離や所要時間は問われないが、通勤災害と同様に「合理的な経路及び方法」とその間に「逸脱及び中断」がないことを条件に、帰省が定期的に行われて家族が住む自宅への帰省であることなど、一定の要件を満たせば通勤災害として認められる。今回のケースは、業務起因性に基づいた事故であり、業務上となる。